

保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2014年
2月28日(金)
第106号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

東京自治労連保育部会 12回総会開催

東京自治労連保育部会第12回総会を、2月1日(土)にラパスホールで開催し、100人が参加しました。

遠藤部会長のあいさつで、「昨年1年をふり返り、各単組の取り組みがどうだったか、運動・活動を見直し、そこから課題をみつけて、その課題にむかって1歩、2歩足を踏み出し克服するよう取り組む必要がある。都知事選挙は、政治を変える絶好のチャンス、私たちの願う保育・都政の実現に向けてがんばりましょう」と呼びかけました。

来賓のあいさつで、東京自治労連荻原中央執行委員長は、都知事選挙で宇都宮氏への支援を訴えたあと、情勢に触れ、「子ども・子育て支援新制度は、今の政府が進める構造改悪そのもの。子どもの発達保障のために、みんなで団結し奮闘していく必要があります。そのためにも、働くものの要求や権利をしっかりと守っていきましょう」と述べました。続いて、福祉保育労東京地本の佐々木副委員長は、「安倍政権のもとで、生活や憲法が危機にさらされ、東京地本としても、宇都宮氏を支持し、取り組みを進めている。民間保育園では、公私格差は正制度がなくなって14年、現場の状況は厳しく、新人の初任給は14万円程度。労働時間が伸び、拘束時間も長くなっている。子育てをしながら働き続けるのが難しく、離職率が高くなっている。保育の継承という意味においても考えていかななくてはいけない。認可保育園の増設、公的保育を守る立場で一緒にがんばりましょう。」と連帯のあいさつを述べました。

今回の総会は、東京の保育を守り拡充するうえで重要な都知事選挙が控えていたことから、「保育情勢と都知事選挙の意義」を学習し保育を守る決起の場としました。経過報告、2014年度の運動方針案を提案等に続き、各単組から活発な報告がされました。労働組合による保育内容の学習会を開催し、保育の質を高める取り組みをすすめていることや「子ども・子育て支援新制度」の問題と公的保育制度を守る署名・宣伝行動と合わせて認可保育園による待機児童解消を求める保護者との共同した取り組みを展開していることなどの発言がありました。総会宣言案と合わせて都知事選挙に向けた特別決議が採択され、参加者全員で公的保育の堅持・拡充を求めて奮闘する決意を固めた総会となりました。

総会後には、大塚駅前宇都宮氏による都政の転換を求める宣伝行動を展開し、42名が参加しました。

2・27 政府・国会要請取り組まれる

2月27日「保育制度の解体許さず保育の公的保障を求める大運動実行委員会(よりよい保育を！実行委員会)」主催で、2・27政府・国会要請行動が取り組まれ、120人が参加しました。福島自治労連副委員長の主催者挨拶、吉良よし子共産党参議院議員の激励挨拶のあと、実方伸子全保連事務局局長が「新制度実施に向けての動きと情勢を踏まえた運動の課題」と題して情勢報告を行いました。以下に、2月27日付の前号とダブらない中身で要約をお伝えします。

署名は昨年提出の80万筆と合わせ、194万筆に達し本日提出する。さらに集まるので200万筆は超える。

新制度実施に向けての動き

新制度実施に向けての状況を広く世論に訴え、条例制定をすすめる市町村に対して現行水準を引き下げ、保育に格差を持ち込むような条例制定をさせないように要請していくことが重要だ。あわせて、市町村とも新制度の問題点や課題を共有し、国に対してともに要求していく必要がある。

児童福祉法 24 条第 1 項の市町村の保育実施責任が復活したが、国は 24 条 1 項を形骸化し、直接契約と給付制度を推進するために、関係団体を通じて幼保連携認定こども園を持ち上げるキャンペーンをはり、都道府県などを動員して保育所の幼保連携認定こども園への誘導を図ろうとしている。

幼保連携認定こども園へ安易に移行するのではなく、関係者の運動によって残した児童福祉法 24 条第 1 項の「市町村の保育実施責任」を、新制度においても具体化していくことが重要だ。認可保育所整備を基本とした市区町村の事業計画の策定や、どの施設・事業においても認可保育所の基準を基本とすることなどを求めていくことが必要だ。

新制度の改善を求めるたたかいは、保育の市場化に道を開く、多様な事業主体の参入促進に対し、憲法 25 条の生存権保障を子どもの分野で具体化する福祉としての保育を堅持するたたかいでもあることを改めて位置づける必要がある。

新制度論議の状況

現在、子ども・子育て会議基準検討部会において、残された課題である「公定価格・利用者負担」の議論が進められている。単価の詳細が明らかにされるのは制度施行直前になると思われるが、本年度予算に係わる事項であるため、4 月頃までに公定価格の骨格と仮単価が示されることになっている。財源が確保されなければ、量についても質についても十分な改善ができないばかりか、量の不足、質の低下にもつながりかねない。24 日の会合では、給食費を公定価格に含まずに実費徴収してはどうかという、明らかに現行制度から後退する提案もされている。

また、公定価格の設定は、保育の必要量の認定にも大きく影響する。短時間保育を 8 時間といわせたことは私たちの運動の成果だが、それはあくまで就労状況に応じて「その範囲のなかで利用できることが最大の枠として設定する」ものであり、すべての子どもが毎日 8 時間の保育を受けられるということではない。個々の子どもの保育必要量（認定）と実際の保育利用時間、延長保育との関係など、明らかにすべき問題がまだ多く残されている。保育必要量認定や、自治体が行うとされている利用調整などについて、今後、各市町村の見解を明らかにさせていくことが必要だ。

運動の課題

新制度の実施主体である市区町村に対し、各地域の運動組織、園長会（保育所として残るべきだと決議をあげた園長会もある）、公立・民間保育所、保護者、保育者などのそれぞれつながりを広げ、新制度に対する市町村の態度を明らかにさせながら要請を重ねていくことが求められる。

新制度ですべての問題が解決するような政府の宣伝に惑わされたり、新制度になっても大きく変わることはないと侮ったり、また幼保連携認定こども園への移行は得か損かななどの問題に矮小化したりすることは、情勢を見誤ることになる。

新制度を具体化する過程で市区町村の保育実施責任を基礎に、保育・学童保育・子育て支援施策において、現行水準の維持・拡充を求めていくことなどを基本に、各地域で保護者を含めた関係者との連携をさらに強め、運動をすすめていこう。

<今後の運動の課題—行動提起>

I、新制度の実施主体の市区町村に向けての運動をすすめよう

- ① 市区町村当局への要望・要請書を出し、できれば要請書の内容での懇談や、個人署名（請願・陳情）に挑戦しよう。
- ② 市区町村単位で幅広い関係者との共同のとりくみ、意見表明、情報発信をすすめよう。
- ③ 新制度に対する運動と連動させ、待機児童解消、民営化反対などの要求実現を求める運動をすすめよう。

④ 市区町村議会、首長などから国への意見書提出を求めよう。

Ⅱ、都道府県に向けての運動をすすめよう

- ① 都道府県へ要望・要請書を出し、できれば要請書の内容での懇談、要請行動をすすめよう。
- ② 都道府県議会、首長などから国への意見書提出を求めよう。

Ⅲ、国に向けての運動をすすめよう

- ① 給食費の実費徴収を許さない要請（ハガキ、メール、FAX）行動をすすめよう。
- ② 地元選出国會議員への要請と懇談を行おう。
- ③ 国への要望、政省令等の提案に対する国への意見表明、アピールなどを行おう。

Ⅳ、学習と対話を基礎に活動をすすめ、つながりを広げよう。

- ① 園や地域で学習、対話をすすめ、保護者、地域の保育関係者との連携を広げよう。
- ② 保育所入所相談、子育て相談などを通して保育要求の当事者とのつながりを強め、運動への参加を訴えよう。

【傘下の 組織や保育関係者に配信・配布してください。】